

(安全な医療的ケア実施のために学校で行うこと)

- ・医療的ケアの実施について、全教職員の共通理解を図るとともに、医療的ケアに携わる関係職員による連絡会議を設けること
- ・対象児童生徒の医療的ケアの内容に応じた実施場所を確保するとともに、必要となる備品や消耗品について、適切に保管及び管理すること
- ・医療的ケア支援委員会を設置し、校内体制の整備や校内研修の開催、対象のお子さんに実施される医療的ケアの内容、方法、手技等について、関係者で定期的に協議すること
- ・医療的ケアに対する理解を深める職員研修を行うこと
- ・緊急時の対応を確認するシミュレーション研修を行うこと
- ・年に1回程度、対象児童生徒の受診に同行し、学校での配慮事項について主治医から学校配置看護師と共に直接話を聞くこと
- ・指導医からの年に3回程度の訪問指導をうけること
- ・保護者との密な連絡及び毎日の健康観察
- ・毎日登校時に保護者と面談を行い、学校配置看護師同席のもと対象児童生徒の健康状態等の把握及び当日の学校配置看護師による医療的ケア実施の判断を行うこと
- ・学校配置看護師による医療的ケアの実施が困難である時は、保護者にその場で伝え、そのまま登校する場合は保護者が医療的ケアを実施するように求めること。
- ・学校配置看護師が記録する医療的ケア実施記録の内容を確認すること
- ・ヒヤリハット事例の蓄積分析などを行い、学校指導医や学校配置看護師の参加の下で、定期的な実施体制の評価及び検討を行うこと
- ・保護者に対して、医療的ケアの目的、内容、新規や継続実施の手続きの方法等について説明を行うこと
- ・学校における医療的ケア実施に当たり、随時、教育委員会へ連絡、報告及び相談を行い、連携を図ること